

令和 2 年 2 月 12 日  
東京都都民安全推進本部

## 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正について

### 1 経緯

- 平成 20 年に兵庫県内で発生した小学生が加害者となる約 9,500 万円の損害賠償事故を契機とし、兵庫県は加入義務を条例化（平成 27 年 10 月 1 日施行）
- 平成 31 年 2 月、国が「自転車損害賠償責任保険等への加入促進に関する標準条例（技術的助言）」を提示
- 都内の自転車関連事故件数は減少傾向にあったが、平成 29・30 年は増加に転じている
- 自転車事故の状況や国の動向を踏まえ、令和元年 5 月に、「自転車の安全で適正な利用の促進に向けた専門家会議」を設置  
「自転車損害賠償保険等への加入促進については、自転車損害賠償保険等への加入義務化を実現し、より一層の自転車の安全利用を推進していく必要がある」との意見

### 2 条例改正の内容

- 保険等への加入等  
自転車利用者、保護者、自転車使用事業者及び自転車貸付業者に対し、保険等への加入を義務化
- 保険等への加入の確認等  
自転車小売業者や自転車通勤者のいる事業者に対し、保険等への加入の有無の確認等を努力義務化

### 3 今後のスケジュール

- 令和 2 年 4 月 1 日施行

# 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の概要

(2019.09)

## <条例の目的>

自転車の利用に關し、都、自転車利用者等の責務を明らかにし、自転車の安全で適正な利用を促進する。

## <基本理念>

自転車の安全で適正な利用は、都、自転車利用者等の相互の連携により、促進されなければならない。

※本条例は平成25年3月に制定。自転車の安全で適正な利用の更なる促進を図るため、令和2年4月から改正条例が施行。下線部が改正事項。

## 条例に係る規定の概要

**自転車の安全で適正な利用の促進のため、行政・自転車利用者・事業者等の各主体に以下の義務、努力義務等を規定**  
都:区市町村、保険者その他の關係団体と連携した、**自転車損害賠償保険等(以下「保険等」)に関する情報提供**その他の必要な措置  
広報・啓発活動、年齢に応じた交通安全教育の推進、区市町村及び事業者の取組に対する必要な支援  
自転車利用者に対する道路上における指導・助言

### 【自転車利用者】

- ・**保険等への加入【義務】**
  - ・安全で適正な利用に必要な知識・技能の習得
  - ・安全基準を満たす自転車の利用指針に従った自転車の点検整備
  - ・ヘルメット、反射材等の利用など

### 【保護者等】

- ・**自転車通勤をする従業者に対する保険等への加入確認、未加入者に対する情報提供**
  - ・自転車通勤をする従業者のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認【義務】
  - ・自転車通勤をする従業者への研修等の実施
  - ・自転車安全利用推進者の選任など

### 【一般事業者】

- ・**自転車通勤をする従業者に対する保険等への加入確認、未加入者に対する情報提供**
  - ・自転車通勤をする従業者のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認【義務】
  - ・自転車通勤をする従業者への研修等の実施
  - ・自転車安全利用推進者の選任など

### 【自転車使用者】

- ・**保険等への加入【義務】**
  - ・従業者への研修等の実施
  - ・自転車安全利用推進者の選任
  - ・安全基準を満たす自転車の利用指針を踏まえた点検整備の実施
  - ・道路交通法に違反する自転車の組立て・販売の禁止【違反事業者の勧告・公表あり】など

### 【自転車小売業者等】

- ・**小売業者による自転車購入者に対する保険等への加入確認、未加入者に対する情報提供**
  - ・小売業者、整備業者による利用者等に対する啓発【義務】
  - ・指針を踏まえた点検整備の実施
  - ・道路交通法に違反する自転車の組立て・販売の禁止【違反事業者の勧告・公表あり】など

### 【自転車賃付業者】

- ・**自転車の賃付の内容に関する情報提供**
  - ・18歳未満の者の教育又は育成に携わる者への指導・助言など

※併せて、自転車貨物運送事業者・自転車旅客運送事業者・自転車賃付事業者のうち、基準を満たすものについて、任意の登録制度を規定。

## 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の改正について

### 1 目的

自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務付けるほか、所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

項目	内容
定義 (第2条)	(1) 自転車貸付事業　自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう (2) 自転車損害賠償保険等　自転車の利用によって生じた損害を補するための保険又は共済をいう
都の責務 (第6条)	都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じる
自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等 (第27条)	(1) 自転車利用者（未成年者を除く。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（義務） (2) 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（努力義務） (3) 前記(1)(2)の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない
保護者の自転車損害賠償保険等への加入等 (第27条の2)	(1) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（義務） (2) 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（努力義務） (3) 前記(1)(2)の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない

<b>自転車使用事業者の 自転車損害賠償保険等への加入等</b> <b>(第 27 条の 3)</b>	<p>(1) 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（義務）</p> <p>(2) 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（努力義務）</p> <p>(3) 前記(1)(2)の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない</p>
<b>自転車貸付業者の自 転車損害賠償保険等 への加入等</b> <b>(第 27 条の 4)</b>	<p>(1) 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（義務）</p> <p>(2) 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入する（努力義務）</p> <p>(3) 前記(1)(2)の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない</p>
<b>自転車損害賠償保険等への加入の確認等</b> <b>(第 27 条の 5)</b>	<p>(1) 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車購入者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する（努力義務）</p> <p>(2) 自転車小売業者は、前記(1)の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供する（努力義務）</p> <p>(3) 特定事業者は、その従業者のうちに、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する（努力義務）</p> <p>(4) 前記(2)の規定は、前記(3)の特定事業者について準用する</p> <p>(5) 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供する（努力義務）</p>

<b>自転車損害賠償保険等の普及等 (第 28 条)</b>	学校等（学校教育法第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校をいう。）の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供する（努力義務）
<b>適用除外 (第 40 条)</b>	区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第 6 章（第 28 条を除く。）の規定は、適用しない

### 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日ほか